

広告・看板調査

55期生

I テーマ設定の理由

外を歩いていると、たくさんの看板や広告物を見かける。しかし、その広告物や看板には、どういう決まりがあるのか、ということが気になり調べてみようと思った。また、家に毎朝来る折り込み広告は、同じような物が多いが、なぜ同じようになるのか。どういう所が同じなのか、などを調べようと思い、このテーマにした。

II 研究方法

- (1) 広告・看板に関する文献を、図書館などで調べる
- (2) 広告・看板に関する情報を、インターネットで調べる
- (3) 外を歩き、看板を撮影する
- (4) 家に来た折り込み広告の特徴を見る
- (5) 大阪府が出している、広告・看板についてのパンフレットをもらう

III 研究内容

1. 屋外広告物

(1) 屋外広告物とは?

屋外で公衆に対して表示、設置される広告塔、広告板、ネオン・サイン、立看板、貼り紙(ポスター)、はり札、広告幕などの広告物のこと。

(2) 屋外広告物の規制

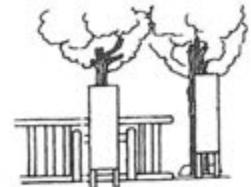
大阪府では屋外広告物に「大阪府屋外広告物法施行条例」という規制をかけている。
←この条例には広告物の設置に許可が必要な区域や、設置が禁止されている区域、設置できない物件などが定められている。この規制によって、美観風致の維持や危害の防止をはかっている。

①設置が禁止されている区域

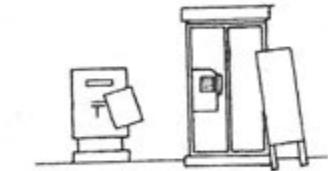
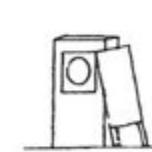
- ・都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域(家の高さや家と家の間隔などが決められている地域)
- ・文化財保護法の規定のある地域(重要文化財や史跡・名勝・天然記念物に指定又は、仮指定された地域)
- ・大阪府文化財保護条例の規定による地域(府指定有形文化財の敷地・府指定史跡・府指定名勝・府指定天然記念物の地域)
- ・古墳・墓地
- ・官公庁、学校、研究所、図書館、美術館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、天文台、記念塔の敷地内
- ・道路、鉄道、軌道、索道及びこれらに接した域で、知事が指定するもの(現在

指定されている地域…金剛生駒国定公園の区域内にある府道大阪生駒線及びこの道路の両側から500mまでの地域のうち、この道路から展望できる範囲内にある区域で、金剛生駒国定公園の区域に含まれるもの)

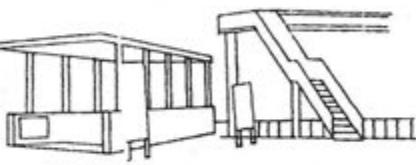
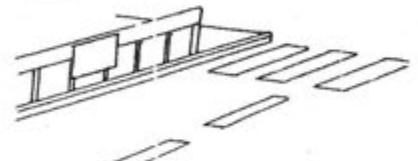
- ・街路樹、路傍樹
- ・消火栓、火災報知器
- ・郵便ポスト、電話ボックス



・地下道の上屋、橋りょう

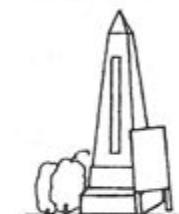
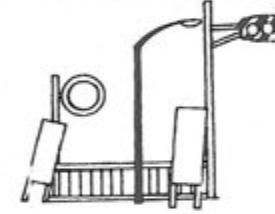


・道路上の柵、駒止め

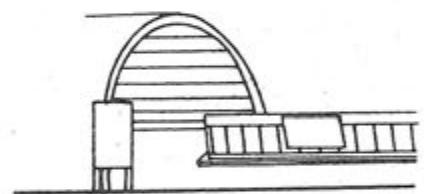


・街灯、信号機、道路標識

・形像、記念碑



・トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁



②屋外広告物の許可区域における基準

- ・建物の屋上に表示する広告物

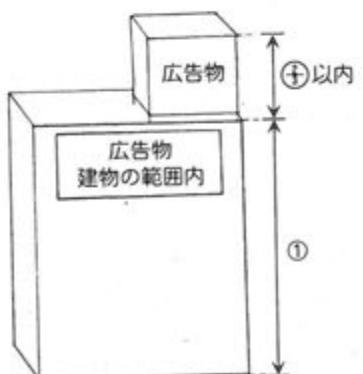


たて：建物の高さの 2 / 3 以内の長さ
よこ：建物の幅の範囲内の長さ

- ・建物の壁面に表示する広告物

たて：建物の高さの範囲内の長さ
よこ：建物の幅の範囲内の長さ

例)



- ・広告塔などの広告物

高さ：15m以内
相互間距離 100m以上



- ・停留所標識を利用する広告物等

たて：0.45m以内
よこ：0.45m以内
地上から最下端までの距離：0.7m以上
裏表：2面以内



- ・電柱を利用する広告物

(府及び知事の管理する道路)

たて：2.0m以内

よこ：0.45m以内

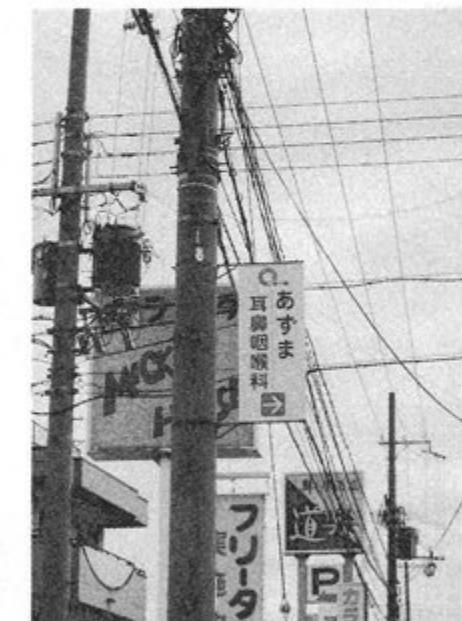
(その他の道路)

たて：2.0m以内

よこ：0.5m以内

地上から最下端まで：4.5m以上

電柱との間隔：0.15m以内



- ・電柱に巻き付けるもの

たて：1.2m以内

よこ：電柱の円周の範囲内

地上から最下端までの距離：2.3m以上

電柱1本につき1個。ただし、道路標識を掲出している電柱には掲出してはいけない。

(3) 違法広告物

今回僕が町を歩いている時にも違法広告物がたくさんあった。このような違法広告物は、大阪府で平成12年度に除却できる所だけ除却すると、約263万件もの違法広告物を撤去したそうだ。また、掲出者に対しても指導や警告を行っているそうだが、除却してもすぐに掲出される、という「いたちごっこ」の状況で、行政だけでは限

界があるため、なかなか効果が上がらないのが現状のようだ。

①違法広告物に対する取り組み

府では、限界があるため、各市町村は「不法屋外広告物撤去対策協議会」「まちを美しくする運動連絡協議会」などを組織させ、違法広告物の撤去に取り組んでいる所もあるそうだ。また、企業が集まって組合をやったりしているそうだ。

②違法広告物に対する处罚

現在の条例では、違法広告物を府が発見し撤去しようと思っても、非常に時間と手間のかかる手続きを経ない限り撤去ができない。また、法では広告物を置いた人が处罚の対象で広告主は处分できないことになっている。それに罰金額も最高30万円で、額が低すぎる、という声もある。日本は違法広告物に対する目が甘いようだ。米・英・仏・独の義務の強制手段で比べると、日本は簡易除去だが米・英では強制除去処分、仏・独では罰金強制とともにきつい。広告主の責任でも、日本は責任追及は困難だが、米・仏では強制処分（罰金）、英・独でも罰則がある。ここでも日本は規制が甘いと感じた。

③違法広告物の例



←のぼり旗…ガードレールに付けられているため、歩行の妨げとなり危険だ



↑街路樹に広告物を立てかけてはいけない



←巻き付けていないし、地上から最下端までの距離が2.3m以上あいていないため、違法広告物だ。

2. 広告物の値段

- ・電柱の広告料…1本あたり平均月2,000円程度
- ・バス停の広告…平均月2万円程度
- ・普通の駅の看板広告…平均週7,000円程度
- ・大きな駅の看板広告…月100万円クラスのものもあるようだ
- ・駅のベンチの背もたれ

J R…半年60万円前後

私鉄…半年5万円前後

- ・電車の吊り広告…2日で20万～100万円以上のものもあるようだ
- ・サンドイッチマン…1日当たり1万円以上

3. 折り込み広告

(1) 安く見える色—黄色

毎日のように来る折り込み広告物だが、セールやバーゲンなどのチラシのほとんどが、主に黄色を使っていることが分かる。なぜ、黄色が使われるのかというと、黄色は割安感を与える色だからだ。その上、黄色は目立つ色なので、セールやバーゲンのチラシによく使われることになる。

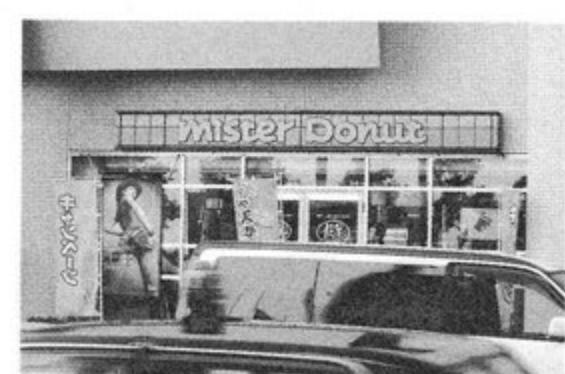
そこで、どういう看板が1番安そうに見えるのかをためしたところ、黄色地に赤文字が1番安そうに見えることが分かった。この黄色地に赤というのは、スーパー玉出などが店の看板の色に使っている。

(2) 食欲を増進させる色—赤

ピザ屋の広告などの出前系の広告を見ると、赤がたくさん使われているのが分かる。なぜ、赤が使われるのか、ということを調べてみると、赤は食欲を増進させる効果のある色のようだ。反対に食欲をなくさせる色は青などの寒色系の色のようだ。だからダイエット中の人には、食器の色や、テーブルクロスの色を青などにすればいいらしい。

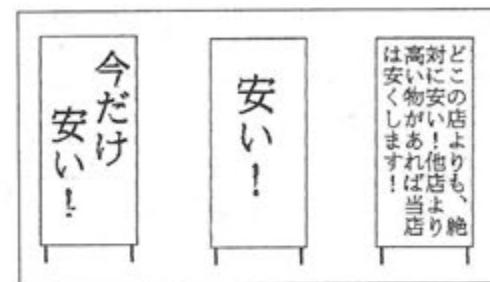
①赤を使っている店、看板

「マクドナルド」や「ミスター・ドーナツ」、「ケンタッキーフライドチキン」、「モスバーガー」などのファーストフード店に、赤を使っている店が多いことがわかる。



4. 広告物に書くこと

のぼり旗や立て看板は、じっくり見たりはしないので、ぱっと見てどれだけ安そうに見えるかが大切だ。だから、下の図の1番右の看板のように、ぱっと見てすべてが



読めなければ意味がない。必要最小限のことと絞らなければいけないということが分かる。

また、ただ「安い!」とだけ書かずに、「今だけ」という期間を限定するだけで、買いたくなってしまうので、期間を限定する言葉を入れるといいと分かった。

また、100円のものを98円とするなど、たった2円安くするだけで、とても安く感じてしまう。

IV 結論

看板は、書く情報量を最小限にし、街並みや建物との調和に配慮し、デザインも気を付ける。また、維持管理がしやすい物を使う。折り込み広告は、たくさんある広告の中で目立つようにしないといけないので、派手な色を使う。安くみせる時は黄色、食欲をださせる時は赤色にし、数字にも配慮する。

V 今後の課題

違法広告物が後をたたないため、どのようにすればなくなるかを調べる。

VI 感想

違法広告物の数のすごさにはびっくりした。また、何げなく見ている店などに、きちんと色が考えられているのに、びっくりした。

VII 参考文献

- ・「値段のカラクリがズバリ! わかる本」「新トリックの不思議」
(KAWADE夢文庫) 博学こだわり俱楽部
- ・「大阪における屋外広告物行政のあり方について」(大阪府屋外広告物審議会)
- ・「まちの美観を損ねる違法屋外広告物をなくしましょう」(大阪府)
- ・大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.jp/ofc/120/014/ss/04.html>
- ・屋外広告物と景観・ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/keikan/hpage/okirdex.html>
- ・大阪屋外広告美術協同組合
<http://www.daikokyo.or.jp/daikokyo/dk-index.html>